

●香川県告示第400号

香川県管理港湾高松港において次のように港湾施設の供用を開始したので、港湾法（昭和25年法律第218号）第12条第5項の規定に基づき告示する。

平成25年9月3日

香川県知事 浜 田 恵 造

港湾施設の種類	名 称	位 置	能 力 ・ 数 量
移動式施設（移動式荷役機械）	ストラドルキャリア	高松港コンテナターミナル内	数 量 1台 定 格 荷 重 35トン 吊 上 荷 重 35トン